

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	駐車場共通回数券ほか3点印刷	08特殊印刷	アマノ株式会社	1,582,350	1月5日	2号	G 3	—
2	東部方面管理事務所防火シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	1,980,000	1月5日	2号	G 3	—
3	夕凧公園ほか2公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,637,900	1月18日	2号	G 3	—
4	大阪城公園事務所車庫軽量シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	1,100,000	1月25日	2号	G 3	—
5	上之宮出張所電話設備修繕	設備修繕	OKIクロステック(株)	1,752,300	2月28日	2号	G 3	—

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか3点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課

## 随意契約理由書

### 1、修繕名称

東部方面管理事務所 防火シャッター修繕

### 2、契約の相手方

東洋シャッター株式会社

### 3、随意契約理由

本件は、下水道課発注の「令和3年度下水道施設特殊建築物等定期点検業務委託」において点検を行った結果、東部方面管理事務所管理に設置している防火シャッター（1階～6階6か所）に不良箇所があることが判明したため修繕を行うものである。

防火シャッターが正常に作動しない状態では、火災発生時に延焼抑制ができず人命にも影響を及ぼすため、修繕を行う必要がある。

本設備は、上記業者が設計・製作したもので、取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼する。

### 4、根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5、担当部署

建設局東部方面管理事務所管理課

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

夕風公園ほか2公園遊具修繕

## 2 契約相手方

株式会社コトブキ

## 3 随意契約理由

本件は、港区の夕風公園に設置している複合遊具のブランコの金具、デッキ部の床板の摩耗損傷、大正区の泉尾2公園に設置している複合遊具の床板、手すりの摩耗損傷、大正区の平尾亥開公園に設置している複合遊具の山型クライミング部の損傷が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

大阪城公園事務所 車庫軽量シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本件は、大阪城公園事務所車庫軽量シャッターの巻取シャフト不具合により、開閉が困難なため修繕を行うものである。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局大阪城公園事務所

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

上之宮出張所電話設備修繕

## 2. 契約相手方

OK I クロステック株式会社

## 3. 随意契約理由

本件は、上之宮出張所の電話機のうち3台について、通話中に異音がしたり、通話音量が意図せず増減したりするなど、不明瞭で聞き取り難い状況であるため、修繕を行うものである。

当出張所は中央区・天王寺区を管轄しているが、電話設備は2006年1月に設置されている。特に中央区は昼夜問わず様々な事象が起き、道路補修依頼・苦情・問い合わせなどの電話が多数ある。通話音声不明瞭で聞き取り難い状況であれば、お話頂いた内容を繰り返して聞き直さなければならないなど、通常業務に支障をきたす恐れがあるのみならず、さらなる苦情が発生する要因となるおそれがあるため、修繕を行う必要がある。

なお、上之宮出張所内の電話回線設備は、株式会社沖電気カスタマアドテックが通信ネットワークを構築したものであるが、平成31年4月1日をもって沖ウィンテック株式会社と合併し、OK I クロステック株式会社に事業継承されている。

よって、内部データや通信設定には専門の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、新会社である同社と随意契約を行うものである。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5. 担当部署

西部方面管理事務所 市岡工営所 管理担当